

平成 21 年度第 2 回水質基準逐次改正検討会 議事要旨

1. 日時：平成 21 年 12 月 1 日（火）
2. 場所：厚生労働省専用第 1 2 階会議室
3. 出席委員：浅見真理、安藤正典、遠藤卓郎、国包章一、西村哲治、広瀬明彦、眞柄泰基（座長）、松井佳彦（敬称略）
参考人：日本バルブ工業会 比企氏、TOTO株式会社 河本氏

4. 議事

- (1) 「水質基準に関する省令」等の一部改正等に関するパブリックコメントの結果とその対応について
- (2) WHO 飲料水水質ガイドライン専門家会合の報告について
- (3) 平成 21 年度 要検討項目等 存在実態調査計画について
- (4) その他

5. 議事概要

- (1) 「水質基準に関する省令」等の一部改正等に関するパブリックコメントの結果とその対応について
 - ◎ 日本バルブ工業会に現況説明を求めたところ、一部の末端給水用具のカドミウム浸出性能調査の結果、821 製品中 52 製品（約 6%）が改定案基準値を超過しており、その原因は給水栓の原料である銅合金（青銅、黄銅）の原料である亜鉛の不純物であるカドミウムの溶出ではないかと報告された。
 - ◎ 本報告を踏まえ、給水用具の材料の組成、浸出性能及び改良や基準不適合物の排除等の可能性について議論されたが、現時点では基準不適合物の出現するメカニズムが不明であり、基準不適合物を特定することは困難であるため、改定案基準値を超過する原因究明も含め、一定の猶予期間が必要とされた。
 - ◎ 「水質基準に関する省令」等の改正についてのパブリックコメントへの対応について審議した結果、次の事務局案及びパブリックコメント意見に対する回答案について了承された。
 - ・ 各省令の改正は平成 22 年 4 月 1 日に施行。
 - ・ 「給水装置の構造及び材質に関する基準」のカドミウムに係る水栓その他末端給水用具の浸出性能基準は、給水栓からのカドミウム溶出の原因究明及び対策実施のため、改正基準値の適用までに 2 年間の猶予期間を設ける。
- なお、本検討会における審議を踏まえ、事務局から給水資機材関係者に対して、浸出性能基準遵守のため亜鉛の不純物等の品質管理を行うよう呼びかけることが求められた。

◎水質管理目標設定項目の改正に関しては、平成 22 年 4 月 1 日に適用とする事務局案及びパブリックコメント意見に対する回答案について了承された。

(2) WHO 飲料水水質ガイドライン専門家会合の報告について

◎本年 11 月 9～13 日に行われた WHO 飲料水水質ガイドライン第 4 版に関する専門家会合の結果を踏まえ、事務局及び会合に参加した委員から概要の報告が行われた。

◎報告を踏まえ、我が国として検討すべき事項について議論が行われ、以下の結論を得た。

- ・ 第 4 版における寄与率のデフォルト値変更について認識し、第 5 版以降の動向に留意する。我が国における寄与率の考え方は、本年度第 1 回水質基準逐次改正検討会において示した今後のアロケーションの取扱いに従うこととする。一方、ハイリスク集団が存在する等、個別の検討が必要となる項目については、摂取量についての調査を進めるなど、情報の収集が必要。
- ・ シアンやホウ素については、ガイドライン値の考え方について認識する必要があるものの、我が国における基準値設定の考え方を踏まえれば、WHO ガイドライン値改定を受けて、直ちに我が国の基準を見直す必要はない。
- ・ アルミニウムや塩素酸など、JECFA で新たな毒性評価の得られた物質については、JECFA の評価文書の精査を行うとともに、今後の WHO における検討状況に留意する。アルミニウムに関しては、我が国における凝集剤の使用実態についても留意が必要。
- ・ 微生物感染定量的リスク評価については、WHO において具体的な検討や方向性がまだ示されていないが、WHO の動向に注視する必要がある。

(3) 平成 21 年度 要検討項目等 存在実態調査計画について

◎平成 21 年度の要検討項目等の存在実態調査の実施計画について、事務局から報告が行われ、了承された。

(4) その他

◎検討会でのパブリックコメントに関する実施結果については、来年 2 月に開催予定の厚生科学審議会生活環境水道部会へ報告することとされた。

(了)